

令和7年度

竹原市の男女共同参画に関する  
年次報告書

市民福祉部 地域づくり課

# 目次

1. 第3次たけはら21男女共同参画プランの推進について	1
2. 男女共同参画プラン施策の体系	2
3. 主な取組（地域づくり課人権男女共同参画係分）	3
4. 男女共同参画プランの施策の実施状況	7
総合評価	15
5. 行政への女性の参画状況	16
資料	
竹原市男女共同参画推進会議設置要綱	18

## 第3次たけはら21男女共同参画プランの推進について

### 1 第3次たけはら21男女共同参画プランについて

第3次たけはら21男女共同参画プランは、性別に関わらず市民一人ひとりが幸せを実感して暮らしていくために、男女がともにお互いの個性や能力を認めあい、お互いを支えあいながら自分の力を発揮していける男女共同参画社会の実現に向け、本市におけるあらゆる施策に男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう策定したものです。

プランの概要	計画期間：令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間
	施策体系：基本目標3 主要課題9 施策の方向16 具体的事業34

このプランに掲げた具体的事業については、毎年実施状況について評価し進行管理を行います。

### 2 プランの推進について

実効性のある施策を推進するため、プランの進捗を定期的に評価し、見直しを行っています。

プランの推進にあたっては、庁内関係部署が十分な連携を図り、全庁にわたる総合的・計画的・効率的な推進体制を整備しています。その庁内推進体制である「竹原市男女共同参画推進会議」において、施策の達成度等について協議し、年次報告書として取りまとめます。

この年次報告の外部評価として、学識経験を有する者や民間団体や関係行政機関の代表者から構成される「竹原市男女共同参画推進協議会」で広く意見を求め、次年度の事業の取組や改善に反映していきます。

## 男女共同参画プラン施策の体系




《 計画の目指す姿 》

**ともに生き 輝く笑顔 めざすまち**

《 計画の基本理念 》

**お互いを認めあい支えあう、だれもが幸せを感じてくらせるまち たけはら**

《 計画の体系 》

基本目標	主要課題	施策の方向
<b>1 男女共同参画社会に向けた意識づくり</b> 	<b>1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</b>	①男女共同参画に関する啓発の推進 ②男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
	<b>2 教育・生涯学習における男女共同参画の推進</b>	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
<b>2 ともに活躍できる社会環境づくり (※1)</b> 	<b>1 市の施策・方針決定過程への女性の参画促進</b>	①施策・方針の決定過程における女性の参画の推進
	<b>2 働く場における女性の活躍</b>	①雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進 ②起業に対する支援
	<b>3 ワーク・ライフ・バランスに向けた支援</b>	①ワーク・ライフ・バランスの推進
<b>3 ともに安心して暮らせるまちづくり</b> 	<b>1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (※2)</b>	①あらゆる暴力を根絶するための環境づくり ②被害者救済の環境整備
	<b>2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備</b>	①困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進
	<b>3 地域社会における男女共同参画の推進</b>	①男女がともに地域社会に参画できる環境整備 ②防災における男女共同参画の推進
	<b>4 生涯を通じた健康づくりの支援</b>	①性と心身の健康に関する意識啓発 ②妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援 ③心身の健康保持・増進のための環境整備

※ 1 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

※ 2 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

## 令和7年度の主な取組

竹原市総合計画及び第3次たけはら21男女共同参画プランに基づき、プランの基本理念である「お互いを認めあい支えあう、だれもが幸せを感じてくらせるまち たけはら」をめざし意識啓発事業を中心に実施。

### 基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

#### 1 男女共同参画啓発月間等における意識啓発

##### ● 男女共同参画週間（6月23日～29日）

- ・ 広報たけはら6月号に記事の掲載
- ・ 竹原市人権センターだよりに記事の掲載（6月発行）
- ・ 男女共同参画週間パネル展（6月19日～27日 市役所本庁1階ロビー）  
テーマ：「メディア・リテラシー」
- ・ 図書館特設展示コーナー設置（6月17日～29日）  
関連書籍展示
- ・ ケーブルテレビ放映（タネットわがまち通信）（6月16日）

##### ● 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）

- ・ 広報たけはら11月号に記事の掲載
- ・ 図書館特設展示コーナー設置（11月5日～26日）  
啓発パンフレット・ポスター・関連書籍展示
- ・ ケーブルテレビ放映（タネットニュースLIVE）（11月10日）

##### ● 人権週間（12月4日～10日）

- 人権フェスティバルでパネル展示（12月6日～7日）  
「ちいともやもや ジェンダー川柳コンテスト」受賞作品（作成：広島県）

##### ● 男女共同参画標語の募集

市内の小・中・義務教育学校及び市民から標語を募集し、155作品の応募があった。入選作品は、広報12月号に掲載すると共に、人権フェスティバルで展示し今後の意識啓発に活用する。

#### 2 性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解の促進

- ・ 図書館特設展示コーナー設置（8月1日～31日）  
啓発パンフレット・関連書籍展示
- ・ 人権フェスティバルでパネル展示（12月6日～7日）  
「LGBTって知っていますか？」（作成：香川県）
- ・ LGBT理解増進法の啓発・相談窓口チラシの配布（通年）  
市や関係機関が主催する講演会や会議においてチラシを配布し啓発。
- ・ 市内中学生を対象に授業にて啓発を実施  
市内の中学生を対象としたデートDV予防授業において、性的マイノリティ（LGBT等）への理解を深める内容を取り上げた。生徒一人ひとりが互いを尊重し、対等な関係を築くことの大切さについて啓発を行った。

### 3 男女共同参画に関する講座等の開催

#### ● たけはら男女共同参画セミナーの開催

日 時：令和7年8月22日（木）13：30～15：00

場 所：竹原市役所 3階 大会議室

演 題：「自然災害を軽減するためにこれからの竹原を考えようや  
～男女だけでなく福祉視点も含めた防災減災～」

講 師：ボウジョレーヌプロジェクト代表 防災士 中井 佳絵 さん

参加者：42人

#### ● 竹原市人権教育推進協議会 学校教育部会講演会の開催（共催事業）

日 時：令和7年6月25日（水）18：30～20：00

場 所：竹原市人権センター 1階 会議室

演 題：「AIとジェンダーを考える」

講 師：叡啓大学 准教授 瀬古 素子 さん

参加者：26人

## 基本目標2 とともに活躍できる社会環境づくり

### 1 女性の雇用に関する取組

竹原市事業者向けメールマガジンを活用し、「女性活躍」と「両立支援」に関する情報提供を行った。データベースを活用した自社情報の「見える化」や、企業の信頼性を高める認定制度の普及、さらに最新の改正育児・介護休業法（令和7年4月より順次施行）への対応ポイントについて概要を周知し、詳細サイトを案内することで、法制度の理解促進と、企業の持続的な成長に不可欠な環境整備について啓発を行った。

### 2 各種ハラスメント防止対策の推進

#### 「働き方改革・女性活躍推進セミナー」の開催（共催事業）

日 時：令和7年6月19日（木）14：30～16：00

場 所：竹原市役所3階 大会議室

演 題：「ハラスメント対策～どのように従業員を守るか～」

講 師：弁護士 中村 克洋 さん

参加者：68人

### 3 ワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発

竹原市人権センターだよりに記事の掲載（1月発行）

「ワーク・ライフ・バランスについて考えよう」

## **基本目標3 ともに安心して暮らせるまちづくり**

### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 1 DV防止に向けた啓発の推進

##### 相談窓口周知等の取り組み

- (1) こども園・小中学校・義務教育学校の保護者にDV相談窓口周知等のチラシを配布。
- (2) 二十歳の集いの参加者に対し、デートDV防止啓発チラシを配布。
- (3) 図書館特設展示、街頭啓発・のぼり旗設置・ケーブルテレビ（タネットニュースLIVE）放映等で啓発を行った。
- (4) 人権フェスティバルの来場者にDV相談窓口周知等のチラシを配布。

##### DV防止啓発講演会の開催

###### ●人権のまち竹原 市民研究集会 講演会の開催（共催事業）

日 時：令和7年9月28日（日）13：30～15：00

場 所：竹原市人権センター 1階 会議室

演 題：「DVと児童虐待～相談から支援に至るまで～」

講 師：弁護士 寺本 佳代 さん

参加者：27人

###### ●令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」啓発事業 DV防止啓発講演会の開催

日 時：令和7年11月20日（木）14：30～16：00

場 所：竹原市役所3階 大会議室

演 題：「今、日本の社会の中で女性が置かれている現状と求められる支援を深掘りして考える～刑法改正、DVの現場を通じて～」

講 師：弁護士 寺西 環江 さん

参加者：47人

#### 2 若年層を中心としたDV等予防啓発の実施

早い時期から男女がお互いの人権を尊重する意識の形成を図るため、市内全中学校・義務教育学校を訪れ、各学校が希望する学年の生徒を対象に、自分も人も大切にするコミュニケーションのとり方を中心としたデートDV等の予防授業を実施した。市内全4校実施。

#### 3 関係機関の連携によるDV相談支援体制の充実

DV被害者等に対する適切な支援を実施するため、「竹原市DV防止対策関係機関連絡会議」を開催し、各機関の取組や課題を共有し、連携を図った。また、「DV防止啓発講演会」を研修会と位置づけ参加することで、相談支援、対応力の資質向上を図った。

#### 4 DV相談の環境整備

女性相談支援員を中心に相談を受け付け、支援については関係機関と連携し、被害者の負担が軽減するよう努めた。

##### 【人権センターで受けたDV等相談受付件数の推移】

	R3	R4	R5	R6	R7
相談人数（人）					
全体	33	18	20	21	24
女性のみ （女性の内、暴力）	32 (16)	18 (15)	19 (12)	21 (10)	24 (18)
相談件数（件）					
全体	81	46	59	122	124
女性のみ （女性の内、暴力）	80 (50)	46 (40)	58 (37)	122 (52)	124 (86)

# 「第3次たけはら21男女共同参画プラン」の施策の実施状況

## 【評価指数】

- 5: 施策の目標を達成し、新たな展開につながるような取組ができたもの。
- 4: 施策を実施し、目標の達成率が90%以上で、ほぼ目標を達成したもの。
- 3: 施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%以上～90%未満のもの。
- 2: 施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%未満のもの。
- 1: 検討や協議は行ったが、未実施または実績を残せなかったもの。

R8.1.15時点(見込含む)

基本 目標	主要 課題	事業 番号	事業 内容	担当部署	取組状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
目標1	男女共同参画社会に向けた意識づくり							
	主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し							
	施策の方向① 男女共同参画に関する啓発の推進							
	1	男女共同参画啓発月間等における意識啓発	年3回(6月・11月・12月)の啓発月間に、広報・パネル展等を開催します。	地域づくり課	年3回の啓発月間に、広報掲載(1回)・人権センターだより掲載(1回)・パネル展示(2回)・図書館特設展示(3回)・ケーブルテレビ(タネットニュースLIVE2回)の放映を行った。 男女共同参画標語を市民から募集し、入選作品を広報12月号に掲載すると共に、人権フェスティバルでパネル展示し、啓発に活用した。	4	機会を捉えて啓発を行い周知に努めた。 新庁舎1階ロビーを活用して、昨年度1回だったパネル展示を2回に拡充した。	4
	2	男女共同参画の視点からの適切な表現の推進	本市が作成する広報紙や刊行物、ホームページ等において、人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。	企画政策課	広報紙、刊行物、ホームページ等において、人権尊重と男女共同参画の視点に基づき、他部署からの提出内容の確認も含め、適切な表現の徹底に努めている。	4	本市が発行する広報だけではらにおいて、性差別的な表現をはじめとした不適切な表現が含まれないように毎月広報委員会等で点検・見直しを行った。	4
			庁内においては、男女共同参画の視点からの表現ガイドラインを周知するなど、適切な広報活動を推進します。	地域づくり課	市長・部長で構成される庁内連絡会議で「ジェンダーの視点から考える表現のガイドライン(広島県発行)」、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の議題を取り上げ、庁内に周知した。	4	市のガイドラインに加え、県が作成したガイドラインについて、組織的に周知し、活用を促した。	4
	3	性的マイノリティ(LGBT等)に関する理解の促進【新規】	市民に対しては、性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報提供に取り組めます。	地域づくり課	12月に開催した人権フェスティバルにおいて、「「LGBT」って知っていますか？」をテーマにパネル展示を行った。 また、市が開催する講演会等の参加者に対し、LGBT理解増進法に関するチラシを配布し、多様性についての理解促進及び相談窓口に関する情報提供に努めた。 中学校に対しては、デートDV予防授業を実施した際に、性的マイノリティについて理解を深める内容を取り上げた。	4	人権フェスティバル、講演会、中学校デートDV予防授業など、機会をとらえて、啓発等に努めた。	4
			学校においては、児童生徒に対して正しい知識の普及啓発や支援を行います。	教育委員会	生徒指導主事等を対象とした研修において、いじめ防止に関する内容を扱い、各校の実践に生かせるよう努めた。 学校では、道徳や保健体育等各教科等の学習で発達段階に応じて理解の促進を図っている。	3	教員研修において広く扱うことが必要のため。	3

基本 目標	主要 課題 方向 番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
		<b>施策の方向② 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革</b>						
	4	父親の子育て参加の促進	父子健康手帳の交付・あかちゃん講座の休日開催を行い、父親への子育てに関する知識の普及・啓発に取り組みます。	健康こども未来課	母子健康手帳交付時に父子健康手帳の交付を行い、父親への育児参加の意欲向上を促した。 あかちゃん講座では、父親も一緒に参加しやすいよう土曜日に沐浴実習と妊婦体験を実施した。	4	実際に沐浴を行うことで、具体的に出産後をイメージするきっかけとなっており、継続して行う必要がある。	4
	5	職員研修の充実	職員の意識向上を図るため、主催者会議等で男女共同参画に関する学習機会を充実させるとともに、職員研修を実施します。	総務課	人権センターが主催する男女共同参画に関する講座に主催者15名が参加した。	4	講師から直に話を聞くことで、より理解を深める事ができた。	4
		<b>主要課題2 教育・生涯学習における男女共同参画の推進</b>						
		<b>施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進</b>						
	6	男女共同参画意識を育む教育の推進	学校生活等、様々な場における学習を通じて、幼児・児童・生徒の男女共同参画についての理解を深め、性別にかかわらず、お互いを尊重する意識を高めます。また、個性や能力を尊重した教育及び進路・生徒指導を進めます。 保護者に対しては、機会を捉えて男女共同参画に関する理解促進に努めます。	健康こども未来課	こども園では、整列順や出席番号順等は男女混合にし、使用する用品については、男女で色を指定していない。 多様な人々と触れ合う体験ができるよう、異年齢保育や英語活動等を実施した。	4	こども園で男女共同参画意識や多様な価値観を育む取組ができたため。	4
				教育委員会	年度当初の市内校長連絡会において、竹原市人権教育・啓発基本計画を配付し、学校における教育活動において活用するようお願いした。各学校においては、社会科や道徳科等の教科等において発達の段階に応じた人権教育を推進できた。	3	保護者に対する啓発に課題がある。	3
		<b>施策の方向② 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進</b>						
	7	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向け講座等を開催し、住民の参加を促進します。	地域づくり課	たけはら男女共同参画セミナーを開催し、男女の視点、福祉視点からの防災減災をテーマに、講演&ワークショップを行った。 竹原市人権教育推進協議会 学校教育部会と共催し、「AIとジェンダーを考える」をテーマに講演会を開催した。	4	関係部署・機関の協力を得て、開催周知を行い、参加者を集めることができた。	3
	8	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出	男女共同参画に関する図書やビデオを整備し、貸出や情報提供を行います。	文化生涯学習課	図書館において、男女共同参画に関する図書の貸出や展示を行った。 (図書館での展示「ビヨンドジェンダー性別にとらわれない」(6月)、 「LGBTQ+」(8月))	4	貸出や情報提供、資料の展示を実施した。	4
				地域づくり課	男女共同参画に関するビデオ貸出を市ホームページ等で情報提供を行った。	4	貸出希望者が選択しやすいように整備している。	4

基本 目標	主要 課題 方向	事業 番号	事業 内容	担当 部署	取組 状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
目標2 ともに活躍できる社会環境づくり								
主要課題1 市の施策・方針決定過程への女性の参画促進								
施策の方向① 施策・方針の決定過程における女性の参画の推進								
	9	審議会、委 員会などの 女性の参 加の推進	女性委員の登用率 が目標値以下の審議 会等を担当している 各課に対し、委員の 改選時期を捉え、女 性の積極的な選任に ついて働きかけ、女 性登用促進に努めま す。	地域づくり課	審議会等を担当している各課に対 し、改選時期を捉え、女性の積極 的な選任を行い、女性登用促進に努 めるよう、「審議会等委員への女性登 用に関するポジティブ・アクション プラン」について通知し、意識付け を行った。	3	令和7年度の各 種審議会等委員へ の女性の登用率は 31.6%であり、 前年度と比べほぼ 横ばいであった。	4
	10	女性職員の 管理職への 登用推進	特定事業主行動計 画に基づき、女性職 員の管理職登用に取 り組むとともに、定 期的に結果を公表し ます。	総務課	多様な部署へ積極的に女性職員を 登用した。	4	女性管理職に1名 登用した。	4
主要課題2 働く場における女性の活躍								
施策の方向① 雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進								
	11	女性の雇用 に関する取 組	ハローワークと連 携しながら、女性の 就業能力向上に向け て関係機関が開催す るセミナーや再就職 に関する情報の提供 に努めます。	産業振興課	市ホームページに「ハローワーク インターネットサービス」のリンク を貼り、厚生労働省が実施している 「マザーズハローワーク」の情報に 繋げるなど情報の提供に取り組んで いる。 また、県のホームページのリンク を通じて、働きたい女性に関する情 報の提供に取り組んでいる。	4	効果的に周知で きるよう継続して 取り組んでいる。	4
			事業者へ男女雇用 機会均等法・女性活 躍推進法・制度等 の周知を行います。	地域づくり課	竹原市事業者向けメールマガジン を活用し、「女性活躍」と「両立支 援」に関する国の制度や法改正につ いて情報を提供することで、法制度 の理解促進と環境整備について啓発 を行った。	4	市内事業所に向 け、広く啓発す ることができた。	4
	12	各種ハラス メント防止 対策の推進	事業所において は、職場のハラスメ ント（セクシュア ル・ハラスメントや マタニティ・ハラス メント、パワー・ハ ラスメント等）を防 止するため、制度の 周知や啓発に組み 入れます。	産業振興課	県のホームページのリンクを通じ て、ハラスメントや、職場のトラブ ルやお悩みに関するQ&Aなどの情 報の提供に取り組んでいる。	4	効果的に周知で きるよう継続して 取り組んでいる。	4
			行政・学校におい ては、研修などを推 進し、職員や教職員 の意識啓発に努めま す。	地域づくり課	「ハラスメント対策～どのように 従業員を守るか～」をテーマに、 「働き方改革・女性活躍推進セミ ナー」を産業振興課と共に開催し た。	4	安全で安心な職 場環境づくりに必 要な知識等につ いて学ぶ機会を、企 業、団体、市関係 者等に提供でき た。	4
				総務課	主担者において、カスハラに関す る研修を実施し、16名が参加した。 ハラスメントに関する全職員研修 を2回実施し、326名が参加した。	4	それぞれ講師か ら直に話を聞くこ とで、より理解を 深める事ができ た。	4
			教育委員会	市内の学校の全ての教室におい て、各種ハラスメントの相談窓口の ポスターを掲示し、予防に努めて いる。また、市主催研修による管理 職への周知指導を実施するととも に、各校においてもハラスメントに 関する校内研修を定期的に行い、 教職員の意識啓発を行っている。	4	市教育委員会に よる管理職への指 導、各校での教職 員に対する研修の 実施等、ハラスメ ントの防止対策が 確実に行われて いる。	4	

基本 目標	主要 課題 方向	事業 番号	事業 内容	担当部署	取組状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
施策の方向② 起業に対する支援								
		13	起業のための 情報提供 国などが開催する 経営者を対象とした 研修会等について、 情報提供に努めます。	産業振興課	商工会議所、ひろしま産業振興機 構、日本政策金融公庫と共催する創 業塾において、外部講師によるセミ ナーを行うとともに、各機関におけ る制度の情報提供に取り組んでいる。	4	効果的に周知で きるよう継続して 取り組んでいる。	4
		14	農業分野に おける女性 の活躍の推 進 広島市農林水産振 興センター等と連携 し、女性を対象にし た農作業技術を習得 する研修の提供を行 い、女性の農業分野 への新規参入を推進 します。	産業振興課	広島市農林水産振興センターが実 施する研修をチラシ等で周知し、窓 口相談を受けた。 R5から新規就農者育成研修、ふる さと帰農者研修、チャレンジ女性研 修の3つが、「生産販売農家育成 コース」「栽培技術基礎コース」に 統合されたことに伴い、女性のみを 対象とした研修は廃止された。	3	広報、相談業務 を実施したが研修 の受講にはつな がらなかった。	3
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスに向けた支援								
施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの推進								
		15	ワーク・ラ イフ・バラ ンスの推進 についての 啓発 市民や事業者にお いて、男女がとも に仕事と家庭生活を 両立することができる よう、長時間労働の 見直しやワーク・ラ イフ・バランス関係 法について周知・啓 発します。	産業振興課	県のホームページのリンクを通じ て、仕事と家庭を両立する制度や雇 用促進を図る事業主を支援する制 度、相談窓口などの情報提供に取 組んでいる。	4	効果的に周知で きるよう継続して 取り組んでいる。	4
				地域づくり課	家庭における家事・育児・介護の 分担を通じたワーク・ライフ・バラ ンスの実現について考えてもらおう と「人権センターだより」に啓発記 事を掲載。公共施設への配架、講演 会参加者への配布、市ホームペー ジへの掲載を行い、周知を図った。	4	広く啓発周知に 努めた。	4
				総務課	「仕事と子育てサポート職員のた めのサポートブック」を活用し各種 制度の周知及び利用促進に努めた。	4	男性職員につい ては4名が育児休 業を取得し4名が 部分休業を取得し た。	4

基本 目標	主要 課題 方向 番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
目標3	ともに安心して暮らせるまちづくり							
	主要課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶							
	施策の方向① あらゆる暴力を根絶するための環境づくり							
	16	DV防止に向けた啓発の推進	若い年齢層から高齢者まで、あらゆる世代を対象としてDVやデートDV、ストーーカー行為、性犯罪、虐待等「あらゆる暴力の防止」に向けた意識の醸成に向けて、広報紙やホームページ等をはじめ様々な機会や場を通じて啓発に取り組みます。	地域づくり課	市が独自に作成したDV・デートDV防止啓発チラシ等を人権センターに常時設置した。 11月をDV防止啓発月間とし、図書館特設展示、街頭啓発・のぼり旗設置・ケーブルテレビ放映等で啓発を行った。 こども園・小中学校・義務教育学校の保護者に、DV相談窓口周知等のチラシを配布した。また二十歳の集いの参加者に対し、デートDV防止啓発チラシを配布した。 人権フェスティバルで来場者にDV相談窓口周知等のチラシを配布した。 人権のまち竹原 市民研究集会と共催し、「DVと児童虐待～相談から支援に至るまで～」をテーマに講演会を開催した。	4	機会をとらえ対象に応じた啓発周知をすることができた。	4
	17	若年層を中心としたDV等予防啓発の実施	早い時期から男女がお互いの人権を尊重する意識の形成を図るため、生徒を対象にデートDV防止についての予防啓発を推進します。  また、インターネット社会において、生徒が性暴力やいじめ等のトラブルに巻き込まれないための予防啓発を推進します。	地域づくり課  教育委員会	市内中学校・義務教育学校において、学校から要望のあった学年を対象にデートDV予防授業を実施した。その際、デジタル性暴力の危険性についても啓発を行った。  適宜資料を配付し、児童生徒へ周知するよう努めていることに加え、各校において警察署員や携帯電話会社を招聘しインターネット（SNS等）に関する指導や講話を実施している。	4  3	被害者になりやすい若年層に対し、対面で啓発した。  啓発を行ってはいるが、児童生徒が巻き込まれる事案が発生しているため。	4  4
	施策の方向② 被害者救済の環境整備							
	18	DV相談の環境整備	DV相談や自立支援の相談など、窓口の周知に努めます。 また、適切な相談支援を行うため、女性相談を行う相談員に対して研修体制を整備し、人材育成に努めます。	地域づくり課	相談窓口の周知を行うとともに、女性相談支援員を中心に相談を受けた。支援については関係機関と連携し被害者の負担が軽減するよう努めた。 相談員のスキル向上のため、県や国立女性教育会館等が主催する様々な研修会へ参加した。	4	相談窓口を広く周知し、相談環境の整備に努めた。 相談員の資質向上のため研修を積極的に受講した。	4
	19	関係機関の連携によるDV相談支援体制の充実	DV等被害者に対して迅速できめ細かな相談・支援を行うため、国・県・警察・医療機関・関係団体・庁内との連携を強化します。	地域づくり課	「DV防止対策関係機関連絡会議」を開催し、各機関の取組状況等について情報交換を行い、連携強化を図るとともに、連絡会議の第2部を研修会と位置づけ、「DV防止啓発講演会」に参加。関係者の資質向上を図った。	4	関係機関が集い、連携の重要性を確認できた。	4
	20-1	DV等被害者の安全確保と支援	DV等被害者の市営住宅入居、国民健康保険への加入、就学等の支援を行います。	都市整備課	市営住宅入居公募時における優先入居の取扱いを継続した。 また、市営住宅目的外使用時の受入住戸を確保した。	4	国通知や市規定に基づき入居支援を実施した。	4
市民課				DV等被害者に関する相談等があった場合には、関係部署と連携し、適切に対応している。	4	DV等被害者に関しては、各関係機関と協力・連携し国民健康保険への加入手続きを行う等の支援ができています。	4	
				教育委員会	DV等被害者のプライバシーを保護しながら就学等の支援を行う体制が整っている。	4	適切な対応を行うことができる体制がとれた。	4

基本 目標	主要 課題 方向	事業 番号	事業 内容	担当部署	取組状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
		20-2	DV等被害者の安全確保と支援 DV等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行います。	市民課	関係部署と連携しながら、DV等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行った。	4	被害者が安心してできるよう個室で対応した。また、不明な箇所がないよう注意事項等を確認しながら説明した。	4
主要課題2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備								
施策の方向① 困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進								
		21	家庭児童相談事業の実施 児童に関するさまざまな問題について、専門の相談員が相談に応じ、必要に応じて専門機関と連携します。	健康こども未来課	家庭相談員を中心に、育児相談を実施し、育児に問題がある場合は指導を行うとともに、内容によっては、関係機関と連携してケース会議を開く等して、解決に努めた。	4	常時相談・対応できる体制がとれている。	4
		22	高齢者に関する相談窓口の充実 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等と連携し、様々な相談等の早期解決に努めます。	地域支えあい推進課	地域包括支援センターやランチにおける地域の実態把握業務、小地域ネットワーク会議での相談に対し、各機関と連携し早期解決に努めている。	4	定期的に開催される竹原地域ネットワーク会議やランチ会での個別ケア会議等で情報共有している。小地域ネットワーク会議は、まるごと福祉相談窓口によるふりかえりや連携体制を強化している。	4
		23	障害に関する相談窓口の充実 障害者の総合相談窓口である障害者相談支援事業所等と連携し、相談対応や自立した生活のための支援を行います。	地域支えあい推進課	障害分野ごとに3つの相談支援事業所で相談対応を行うとともに、障害児者本人・家族等を対象とした相談を実施した。 また、障害者自立支援協議会定例会議を開催し、災害時個別避難計画や成年後見制度などの学習、「意思決定支援について」をテーマに意見交換や、事例検討を行った。	4	相談窓口については開催することができた。 障害者自立支援協議会については、ワークショップにより課題共有ができたほか、学習会により専門的知識を深めることができた。	4
		24	ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制を充実するとともに、各種制度の周知を行い、負担の軽減に努めます。	健康こども未来課	家庭相談員が母子・父子自立支援員を兼ね、就業支援等の相談支援を実施した。 各種制度について、ホームページ、広報、子育てはてなブックに掲載し、周知した。	4	こども家庭支援係に母子・父子自立支援員を3名配置し、相談・支援体制を確保した。 こども家庭支援係と連携し、支援を行った。 各種制度の周知を複数の媒体で行った。	4
		25	生活困窮者自立支援事業の充実 社会福祉協議会と連携し、生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、評価・分析の実施、プラン作成などの支援や関係機関と連携し、対象者の自立を促進します。	地域支えあい推進課	社会福祉協議会と連携し、自立支援調整会議を毎月開催し、新規相談や継続支援者へのプラン作成及び評価について協議を行うとともに、一般就労に向けた準備が整っていない者を対象とした就労準備支援事業を実施した（R6～）。 また、関係機関と連携し、生活困窮者及び生活保護から自立した対象者に対しても様々な相談等に対応し、社会的自立及び経済的自立の継続に向けて伴走的支援を行った。	4	相談のみの事案に対して、継続した相談支援に至らないケースがあるものの、まるごと相談窓口等、関係機関との情報共有、連携が円滑に行われている。	4
		26	重層的支援体制整備事業の取組【新規】 社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業の構築に向けた必要な取組を行います。	地域支えあい推進課	令和6年4月にまるごと福祉相談窓口（だけはまるごと）を開設し、竹原市社会福祉協議会に委託し運営している。令和7年度の相談対応実績は51件（R7.4～R7.11）	4	窓口で相談があるケースだけでなく、様々な会議に出向き、地域生活課題を抱える人や世帯の把握に努めている。また、複雑化・複合化した案件の支援の方向性を整理し、関係機関と連携して対応している。	4

基本 目標	主要 課題 事業 課題 方向 番号	事業	事業内容	担当部署	取組状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
<b>主要課題3 地域社会における男女共同参画の推進</b>								
<b>施策の方向① 男女がともに地域社会に参画できる環境整備</b>								
	27	地域交流センター活動の充実	各地域交流センターにおいて、男性が家事や育児などに参画、女性が地域活動に参画する動機付けとなる講座を実施し、生涯にわたって学べる学習機会の充実とともに情報発信を図ります。	地域づくり課	男性は、料理教室など、女性は門松・しめ飾りづくり、マナー講座など、地域の実情に合った講座を地域交流センターが実施している。	4	各地域交流センターにおいて各種講座を実施し学習機会の充実が図れた。	4
	28	女性団体への支援	女性団体に対して、補助金を交付し活動を支援します。	文化生涯学習課	竹原市女性連絡協議会に補助金を交付し、活動を支援した。	4	補助金を交付し、活動を支援することができた。	4
	29	自治会活動の男女共同参画の推進【新規】	自治会の役員に女性を積極的に登用するよう働きかけを行います。	地域づくり課	前年度竹原市自治会連合会総会において、『自治会役員に女性の参画をしませんか!』のチラシを配布し、啓発を行ったが、来年度の改選に向けて、配布資料を作成を検討する。	3	現在資料作成の検討段階のため。	3
<b>施策の方向② 防災における男女共同参画の推進</b>								
	30	男女共同参画の視点に立った防災対策の促進	防災分野における男女のニーズを施策に反映するため、男女共同参画の視点を取り入れながら防災対策の推進を図ります。	危機管理課	防災会議委員への女性登用や、防災に関する講演や研修等において、女性に講師を務めてもらった。また、避難所用の備蓄物資として、男女共同参画の視点を取り入れた、テント等の備蓄物資の整備を行った。	3	女性の講師による、講演や研修等を複数回実施できた。	3
	31	女性消防団員の育成・支援	多彩な視点を取り入れた活動が行われるよう、女性消防団員の参画を推進します。	危機管理課	女性消防団員を対象に、消防・防災活動におけるより幅広い視野と知識の習得を目的とした研修会への団員の派遣を行った。また、団員募集ポスターの掲示や広報誌へ募集記事の掲載を行った。	4	女性消防団員への支援を行った。	4
<b>主要課題4 生涯を通じた健康づくりの支援</b>								
<b>施策の方向① 性と心身の健康に関する意識啓発</b>								
	32	性及び性感染症に関する学習機会の充実	学校において発達段階に応じた性及び性感染症に関する正しい知識や命の大切さについて、関係教科において年間計画を立て普及啓発します。	教育委員会	保健体育科や保健指導を中心に該当学年において授業を実施している。	4	各校において適切に実施しているため。	4

基本 目標	主要 課題	事業 方向	事業 番号	事業 内容	担当部署	取組状況 令和7年度	評価	評価の理由	評価 R6
施策の方向② 妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援									
			33	たけはらっこネウボラ(子育て世代包括支援センター)の実施 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行います。	健康こども未来課	妊娠届出時を始めとし、妊娠中に全ての妊婦を対象にアンケート、電話連絡や面談を3回以上実施し、支援を行った。 出産後には、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等でこども成長発達及び産婦・家族の健康を維持・増進できるように支援した。 こども家庭センターが設置されたことにより、特に支援が必要な妊産婦・家庭には、児童福祉機能と連携を図りながら保健師・助産師等が頻回に訪問し、指導や助言を行った。	4	妊娠期から支援することで、関係作りもでき、各妊産婦・家庭への必要な支援・情報提供を行うことができた。 また、必要に応じて児童福祉機能と連携も円滑に図ることができています。	4
施策の方向③心身の健康保持・増進のための環境整備									
			34	検診等の充実	健康こども未来課	検診・健診の申込方法を専用コールセンターorWEBに変更し、市民の利便性の向上をはかった。 集団検診では、土曜日に実施することで、平日は仕事がある人も受診しやすいようにした。 医療機関検診では、近隣の医療機関で検診が受診できるよう、環境を整えた。	3	申込方法の変更については引き続き周知していく必要がある。	3
				竹原市国民健康保険被保険者を対象として生活習慣病の予防に重点をおいた特定健康診査を実施します。	市民課	年度末年齢が40歳以上の竹原市国民健康保険被保険者に対し、医療機関(国保人間ドック含む)及び集団検診において、特定健診を実施した。	4	集団検診を竹原市保健センターで9月と11月に実施した。また、医療機関検診を随時実施している。 (実施期間：R8.1.31まで) 広報紙、SNS及びリーフレットでの周知を行ったほか、未受診者を対象に、ハガキによる受診勧奨を年3回(7月、9月、12月)実施した。	4

# 総合評価

## 【評価指数】

- 5: 施策の目標を達成し、新たな展開につながるような取組ができたもの。
- 4: 施策を実施し、目標の達成率が90%以上で、ほぼ目標を達成したもの。
- 3: 施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%以上～90%未満のもの。
- 2: 施策に沿って実施したが、目標の達成率が60%未満のもの。
- 1: 検討や協議は行ったが、未実施または実績を残せなかったもの。

基本目標	主要課題	施策の方向	平均評価 (R7)	前年度平均評価 (R6)
目標1	男女共同参画社会に向けた意識づくり		4	4
	主要課題1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	4	4
		施策の方向① 男女共同参画に関する啓発の推進	4	4
		施策の方向② 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	4	4
	主要課題2	教育・生涯学習における男女共同参画の推進	4	4
		施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	4	4
		施策の方向② 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	4	4
目標2	ともに活躍できる社会環境づくり		4	4
	主要課題1	市の施策・方針決定過程への女性の参画促進	4	4
		施策の方向① 施策・方針の決定過程における女性の参画の推進	4	4
	主要課題2	働く場における女性の活躍	4	4
		施策の方向① 雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の啓発の促進	4	4
		施策の方向② 起業に対する支援	4	4
	主要課題3	ワークライフバランスに向けた支援	4	4
		施策の方向① ワークライフバランスの推進	4	4
目標3	ともに安心して暮らせるまちづくり		4	4
	主要課題1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	4	4
		施策の方向① あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	4	4
		施策の方向② 被害者救済の環境整備	4	4
	主要課題2	様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備	4	4
		施策の方向① 困難・課題を抱えた人を支援する取組の推進	4	4
	主要課題3	地域社会における男女共同参画の推進	4	4
		施策の方向① 男女がともに地域社会に参画できる環境整備	4	4
		施策の方向② 防災における男女共同参画の推進	4	4
	主要課題4	生涯を通じた健康づくりの支援	4	4
		施策の方向① 性と心身の健康に関する意識啓発	4	4
		施策の方向② 妊娠・出産期における女性の健康と安全への支援	4	4
		施策の方向③ 心身の健康保持・増進のための環境整備	4	4
平均評価			4	4

# 行政への女性の参画状況

＜令和7年4月1日現在＞

## 1. 委員会等の女性の登用状況（地方自治法第180条の5に基づくもの）

審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性委員 数(人)	女性の 割合(%)	令和8年4月1日 の割合(%)
1 教育委員会	地方自治法(第180条の5)	6	3	50.0%	40.0%
2 選挙管理委員会	地方自治法(第180条の5)	4	0	0.0%	0.0%
3 公平委員会	地方自治法(第180条の5)	3	0	0.0%	0.0%
4 監査委員会	地方自治法(第180条の5)	2	0	0.0%	0.0%
5 農業委員会	地方自治法(第180条の5)	7	2	28.6%	28.6%
6 固定資産評価審査委員会	地方自治法(第180条の5)	3	0	0.0%	0.0%
小計	委員会等数 6 (うち女性委員のいる委員会等数 2)	25	5	20.0%	16.7%

県内平均 23.5%

## 2. 審議会等の女性の登用状況（地方自治法第202条の3に基づくもの）

審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性委員 数(人)	女性の 割合(%)	令和8年4月1日 の割合(%)
1 防災会議	災害対策基本法第十六条	24	3	12.5%	13.0%
2 水防協議会	水防法第三十四条	14	1	7.1%	0.0%
3 国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十九条	24	2	8.3%	4.0%
4 竹原市交通安全対策会議	交通安全対策基本法第十八条	17	3	17.6%	5.9%
5 国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	1	11.1%	22.2%
6 廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七	12	3	25.0%	25.0%
7 環境審議会	環境基本法第四十四条	10	5	50.0%	40.0%
8 竹原市男女共同参画推進協議会	附属機関設置条例 竹原市男女共同参画推進協議会設置要綱	9	6	66.7%	80.0%
9 民生委員推せん会	民生委員法第五条	9	2	22.2%	22.2%
10 介護認定審査会	介護保険法第十四条	20	6	30.0%	35.0%
11 竹原市介護保険運営協議会	附属機関設置条例 竹原市介護保険運営協議会設置要綱	10	3	30.0%	40.0%
12 竹原市地域包括支援センター運営協議会	附属機関設置条例 竹原市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	11	5	45.5%	54.5%
13 福祉有償運送等運営協議会	附属機関設置条例 福祉有償運送等運営協議会設置要綱	10	5	50.0%	30.0%
14 障害支援区分認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条	7	3	42.9%	42.9%
15 竹原市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	附属機関設置条例	5	1	20.0%	-
16 竹原市要保護児童対策地域協議会	附属機関設置条例 竹原市要保護児童対策地域協議会設置要綱	17	6	35.3%	61.1%
17 青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第一条	21	6	28.6%	33.3%
18 竹原市子ども・子育て会議	竹原市子ども・子育て条例(子ども・子育て支援法第七十七条)	17	7	41.2%	41.2%
19 都市計画審議会	都市計画法第七十七条の二	10	2	20.0%	20.0%
20 土地区画整理審議会	土地区画整理法第五十六条	10	0	0.0%	0.0%
21 竹原市都市再生協議会	都市再生特別措置法第一百七条	9	2	22.2%	22.2%
22 土地区画整理評価委員会	土地区画整理法第六十五条	5	0	0.0%	0.0%
23 竹原市景観審議会	竹原市景観条例	10	3	30.0%	30.0%
24 竹原市学校給食センター運営委員会	竹原市学校給食センター設置条例	24	10	41.7%	42.3%
25 竹原市奨学資金審査会	附属機関設置条例 竹原市奨学資金審査会設置規則	5	1	20.0%	20.0%
26 竹原市特別支援教育相談委員会	附属機関設置条例 竹原市特別支援教育相談委員会規則	14	11	78.6%	64.3%
27 竹原市結核対策委員会	附属機関設置条例 竹原市結核対策委員会設置要綱	7	3	42.9%	42.9%
28 学校運営協議会	附属機関設置条例 竹原市学校運営協議会規則	75	30	40.0%	-
29 社会教育委員会	社会教育法第十七条の二	13	7	53.8%	53.8%
30 図書館協議会	図書館法第十四条	7	5	71.4%	71.4%
31 文化財保護委員会	文化財保護法第二百五条、百九十条	7	1	14.3%	14.3%
32 竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会	竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例	7	1	14.3%	14.3%
小計	審議会等数 32 (うち女性委員のいる審議会等数 30 ※広域の審議会を除く)	449	144	32.1%	31.8%

県内平均 28.7%

## 3. 審議会等の女性の登用状況（要綱・規則等に基づくもの）

審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性委員 数(人)	女性の 割合(%)	令和8年4月1日 の割合(%)
1 竹原市地域公共交通会議	竹原市地域公共交通会議設置要綱	18	1	5.6%	11.5%
2 竹原市内の県立高等学校在り方検討委員会	竹原市内の県立高等学校在り方検討委員会設置要綱	10	3	30.0%	-
3 竹原市地域福祉計画推進委員会	竹原市地域福祉計画推進委員会設置要綱	22	9	40.9%	40.9%
4 竹原市障害者自立支援協議会	竹原市障害者自立支援協議会設置要綱	20	10	50.0%	40.0%
5 竹原の森づくり協議会	竹原の森づくり協議会設置要綱	10	3	30.0%	40.0%
6 竹原市市営住宅選考審議会	竹原市市営住宅選考審議会規則	5	2	40.0%	60.0%
7 竹原市空き家等対策協議会	竹原市空き家等対策協議会設置要綱	11	3	27.3%	27.3%
小計	審議会等数 7 (うち女性委員のいる審議会等数 7) ※広域の審議会を除く	96	31	32.3%	34.3%

合計	1+2+3 審議会等数 45 (うち女性委員のいる審議会等数 39)	570	180	31.6%	31.5%
----	------------------------------------	-----	-----	-------	-------

【対象となる審議会等の範囲】

竹原市 目標値 令和8年度 40%

行政に代わり審議や調査を行い、最終的にその会でまとめた結果が行政の施策に活かされる法律・条例・要綱等により設置された審議会・委員会等

4. 女性職員の管理職への登用状況

令和7年4月1日現在

単位:人

	職員総数		管理職総数		管理職のうち一般行政職総数 (※税務課除く)	
		うち女性		うち女性		うち女性
市長部局	190	59	20	4	19	4
教育委員会事務局	23	7	6	3	6	3
保育所・こども園	32	32	0	0	0	0
その他行政機関	6	0	3	0	2	0
合計	251	98	29	7	27	7

女性割合

39.0%

24.1%

25.9%

※県からの派遣職員は定員管理上含めない。

5. 県内の男女共同参画の推進状況 (女性の人数割合)

令和7年4月1日現在

単位:%

	審議会等								市町の職員							
	行政委員会				審議会委員 (地方自治法第202条3)				職員数				管理職			
	14市		23市町		14市		23市町		14市		23市町		14市		23市町	
1	江田島市	30.8	府中町	41.7	竹原市	32.1	大崎上島町	37.4	三次市	56.1	三次市	56.1	府中市	30.4	神石高原町	37.5
2	廿日市市	29.4	海田町	38.5	広島市	32.1	北広島町	36.0	福山市	53.4	福山市	53.4	廿日市市	27.5	安芸太田町	36.0
3	東広島市	26.7	広島市	38.2	三原市	29.5	熊野町	33.8	尾道市	52.4	尾道市	52.4	東広島市	26.8	海田町	33.3
4	三原市	26.3	安芸太田町	34.8	東広島市	29.0	海田町	33.1	府中市	45.6	安芸太田町	49.8	三原市	26.6	府中市	30.4
5	庄原市	25.6	江田島市	30.8	福山市	28.9	安芸太田町	33.0	安芸高田市	43.3	海田町	48.0	尾道市	25.8	世羅町	27.8
6	三次市	22.2	坂町	30.8	尾道市	27.5	府中町	32.8	東広島市	42.9	府中市	45.6	三次市	25.4	廿日市市	27.5
7	安芸高田市	21.4	廿日市市	29.4	府中市	26.8	竹原市	32.1	庄原市	42.5	世羅町	44.3	竹原市	24.1	熊野町	26.9
8	呉市	20.5	東広島市	26.7	安芸高田市	26.6	広島市	32.1	廿日市市	41.8	安芸高田市	43.3	江田島市	22.9	東広島市	26.8
9	竹原市	20.0	三原市	26.3	廿日市市	26.5	坂町	31.3	広島市	40.2	東広島市	42.9	福山市	21.8	三原市	26.6
10	大竹市	20.0	庄原市	25.6	三次市	26.2	三原市	29.5	竹原市	40.1	庄原市	42.5	庄原市	20.0	尾道市	25.8
11	府中市	16.7	熊野町	25.0	江田島市	25.2	東広島市	29.0	江田島市	36.4	神石高原町	42.0	広島市	19.0	三次市	25.4
12	福山市	13.8	三次市	22.2	呉市	24.9	福山市	28.9	三原市	33.2	廿日市市	41.8	安芸高田市	18.8	大崎上島町	25.0
13	尾道市	12.8	世羅町	22.2	庄原市	24.1	尾道市	27.5	大竹市	31.3	熊野町	40.7	大竹市	16.9	北広島町	25.0
14	広島市	38.2	安芸高田市	21.4	大竹市	20.9	世羅町	27.2	呉市	29.1	広島市	40.2	呉市	14.2	竹原市	24.1
15			呉市	20.5			府中市	26.8			竹原市	40.1			江田島市	22.9
16			竹原市	20.0			安芸高田市	26.6			江田島市	36.4			福山市	21.8
17			大竹市	20.0			廿日市市	26.5			大崎上島町	36.0			坂町	21.1
18			神石高原町	17.9			三次市	26.2			北広島町	34.2			庄原市	20.0
19			府中市	16.7			江田島市	25.2			三原市	33.2			広島市	19.0
20			大崎上島町	15.2			呉市	24.9			坂町	32.4			安芸高田市	18.8
21			福山市	13.8			庄原市	24.1			大竹市	31.3			府中町	18.6
22			尾道市	12.8			神石高原町	22.7			府中町	29.4			大竹市	16.9
23			北広島町	11.4			大竹市	20.9			呉市	29.1			呉市	14.2
平均		23.7		23.5		28.0		28.7		43.3		43.0		21.6		22.2

前年度11位↑ 前年度18位↑ 前年度2位↑ 前年度6位↓ 前年度9位↓ 前年度13位↓ 前年度5位↓ 前年度8位↓

## 竹原市男女共同参画推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、竹原市附属機関設置条例（令和元年竹原市条例第28号）第2条の規定に基づき、竹原市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会に関するプランの策定について検討し、市長へ提言すること
- (2) 男女共同参画の推進に係る課題の協議並びに推進状況の把握及び検討
- (3) 男女共同参画に関する調査及び研究並びに進捗状況の管理（評価）
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会の定数は、12人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会は、議事について必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域づくり課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(略)